

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 11 日（火）第 598 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（市町村課取扱い） 1
告 示	
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの変更事項の届出	（雇用労政課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の変更（6件）	（農地整備課取扱い） 2
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（南薩地域振興局取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（北薩地域振興局取扱い） 4
公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 5
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 5
企 業 告 示	
○鹿児島県工業用水道事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）	（工業用水課取扱い） 5

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 7 号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項から第 3 項までを削り、同条第 4 項中「別表第 1 の 4 の項」を「別表第 1 の 1 の項」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 5 項中「別表第 1 の 5 の項」を「別表第 1 の 2 の項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 6 項及び第 7 項を削り、同条第 8 項中「別表第 1 の 8 の項」を「別表第 1 の 3 の項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 9 項中「別表第 1 の 9 の項」を「別表第 1 の 4 の項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 10 項中「別表第 1 の 10 の項」を「別表第 1 の 5 の項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 11 項を削り、同条第 12 項中「別表第 1 の 12 の項」を「別表第 1 の 6 の項」に改め、同項を同条第 6 項とする。

第 6 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「別表第 2 教育委員会の項の 4」を「別表第 2 教育委員会の項の 2」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 5 項を削る。

第 7 条第 6 項を削り、同条第 7 項中「別表第 3 の 7 の項」を「別表第 3 の 6 の項」に改め、同項を同条第 6 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第158号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所

社会福祉法人百合砂

西之表市西之表6087番地

2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	熊毛郡中種子町野間5297番地15	熊毛郡中種子町納官4093番地 7	令和 7 年 1 月 1 日

鹿児島県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）（旧：農地整備（中山間地域型））（農業用排水施設整備，農道整備，農用地利用保全及び暗渠排水）小湊地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 7 年 3 月 12 日から同年 4 月 9 日まで

3 縦覧場所

南さつま市役所耕地林務課

鹿児島県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び土層改良）第二南亀地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 7 年 3 月 12 日から同年 4 月 9 日まで

3 縦覧場所

徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び土層改良）第一母志地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 12 日から同年 4 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び土層改良）第二大和城地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 12 日から同年 4 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び区画整理）崎原地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 12 日から同年 4 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により，土地改良事業県営農地中

間管理機構関連農地整備（区画整理）田代地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 12 日から同年 4 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 11 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	504号	鹿屋市下高隈町5612番2地先から5595番10地先まで	令和 7 年 3 月 11 日

南薩地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 3 月 11 日

南薩地域振興局長 末吉龍一郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労継続支援B 型事業所麦no香 fe	指宿市西方5095 番地17	社会福祉法人希 望の風福祉会	指宿市東方1778 番地	今奈良 孝	令和 7 年 2 月 28 日	就労継続 支援 B 型

北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 3 月 11 日

北薩地域振興局長 北蘭育子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
フラサク	薩摩川内市中郷 三丁目76	株式会社フラッ トカンパニー	薩摩川内市平佐 町3458番地	屋敷 聡	令和 7 年 3 月 1 日	就労継続 支援 A 型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

志布志市志布志町安楽字下堀2346番，2347番1，2348番3，2348番7，2352番2，2353番1，2354番1及び2354番9

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市南栄五丁目10番9号

株式会社西川海陸輸送

代表取締役 西川明寛

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第23号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ジューシーハニー極嬢 7 7 L T - A R B	株式会社サンセイアールアンドディ	410870
ぱちんこ遊技機	P D D 北斗の拳 3 V 2 A	株式会社高尾	4P0656
ぱちんこ遊技機	P ワイの佐野ラーメン U	株式会社 A - g o n	4P0658
ぱちんこ遊技機	e フィーバー彼女、お借りします D X	株式会社ジェイビー	4P1736
回胴式遊技機	L パチスロアイドルマスターミリ オンライブ H C	山佐株式会社	4S1770

企 業 告 示

鹿児島県企業告示第1号

鹿児島県工業用水道事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県工業用水道事業出納取扱金融機関事務取扱要綱（昭和45年鹿児島県企業告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第22条の4第1項」を「第22条の3第1項」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。